



2022年7月21日

各 位

会 社 名 株式会社 ミダックホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 恵子
(コード番号：6564 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 高田 廣明
電 話 番 号 053-488-7173

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

本自己株式処分は、当社の取締役に対しては、取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに行い、当社の子会社取締役に対しては、子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の割当てを受ける方法により行います。

①当社の取締役に対する処分の概要

(1) 処分期日	2022年8月19日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 69,654株
(3) 処分価額及び処分総額	本自己株式処分は、当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を処分するものであり、当該普通株式と引換えに金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しません。 ※本自己株式処分における公正な評価額は、本日開催の取締役会決議の日の前営業日（2022年7月20日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（2,898円）であり、その総額は当該金額に上記の処分する株式数を乗じた金額（201,857,292円）です。
(4) 処分予定先	当社取締役 5名 69,654株

(5) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。
---------	---

②当社の子会社取締役に対する処分の概要

(1) 処分期日	2022年8月19日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 4,269株
(3) 処分価額	1株につき2,898円
(4) 処分価額の総額	12,371,562円
(5) 処分子定先	子会社取締役 1名 4,269株
(5) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月27日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2019年6月25日開催の第55期定時株主総会において、本制度の内容についてご承認いただいております。さらに2022年6月29日開催の第58期定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与を金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない方法により行うことを可能とするため、本制度の内容について、譲渡制限付株式の発行又は処分の方法を追加することを目的として、本制度の内容を一部改定することにつきご承認いただいております。当社は、当社の取締役に対する本制度について、株主の皆様からご承認をいただいたことを受け、当社の子会社取締役（以下、当社の取締役を含めて「対象取締役等」といいます。）に対して、当社の取締役と同様の本制度を導入しております。

対象取締役等6名に対し、本制度の目的、当社グループの業績、対象取締役等の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、対象取締役より、当社の12事業年度分の報酬として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず、また当社の子会社取締役より、20事業年度分の報酬として子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込むことにより、対象取締役等に対して、特定譲渡制限付株式として当社普通株式73,923株（以下「本割当株式」といいます。）を割当ててを決議いたしました。

本制度に基づく本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、以下のとおりであります。

<本割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は2022年8月19日(処分期日)から2072年8月18日までの間、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

＜当社取締役における譲渡制限の解除条件＞

当社取締役が譲渡制限期間の間、当社取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当社取締役が譲渡制限期間中に任期満了、死亡又は当社取締役の地位から正当な理由により退任した場合、処分期日を含む月から当該退任日を含む月までの役務提供期間に応じて予め定められた割合の株式数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

＜当社子会社取締役における譲渡制限の解除条件＞

当社子会社取締役が譲渡制限期間の間、当社子会社取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当社子会社取締役が譲渡制限期間中に任期満了、死亡又は当社子会社取締役の地位から正当な理由により退任した場合、処分期日を含む月から当該退任日を含む月までの役務提供期間に応じて予め定められた割合の株式数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時又は上記(2)で定める譲渡制限の解除時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、処分期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式の全てについて、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式処分の割当てを受ける対象取締役等のうち、当社専務取締役の熊谷裕之は当社株主である熊谷勝弘の近親者であり、熊谷勝弘は当社議決権の54.51%（2022年3月31日現在、直接保有分15.19%、合算対象分39.32%、合計54.51%）を保有する株主であるため、支配株主との取引等に該当します。

(1) 公平性を担保する措置及び利益相反回避措置

本自己株式処分は、法令及び諸規則等で定められた規定並びに手続きに従って発行しています。また、払込金額の決定方法をはじめとする処分内容及び条件についても、上記「2. 処分の目的及び理由」に記載のとおり、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものです。加えて、利益相反を回避するため、支配株主の近親者である熊谷裕之は、本自己株式の処分にかかる取締役会の審議及び決議には参加していません。なお、本自己株式処分は支配株主との取引に該当するため、取締役会から特別委員会に対して諮問し、特別委員会にて審議・検討の上、取締役会へ答申しました。

(2) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本自己株式処分の内容及び条件の妥当性については、当社の取締役会において審議のうえ、本日付で取締役会決議を行っています。当該取締役会決議に際して、支配株主の近親者と利害関係のない監査等委員である社外取締役の石川真司氏、奥川哲也氏並びに俵山初雄氏より、本日付で、以下のとおり、取引の目的、手続きの妥当性、対価の公正性、希薄化の影響、上場会社の企業価値向上等の観点から総合的に検討を行った結果、本株式発行にかかる決定は、少数株主にとって予測不能な不利益なものでない旨の意見を得ております。

- ① 本自己株式処分によって、対象取締役等に企業価値向上に向けた新しいインセンティブが付与され、対象取締役と株主との一層の価値共有が進み、当社グループの企業価値の拡大が期待されること。
- ② 本自己株式処分のための取締役会の審議及び決議には、利益相反を回避するため、特別利害関係人に該当する取締役は、自己に対する割当ての審議及び決議に参加せず、これにより取締役会の意思決定の公正性が確保されていること。
- ③ 本自己株式処分は、取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値を払込価額としており、恣意性が排除された公正な発行価額によるものであること。
- ④ 当社の譲渡制限付株式報酬制度は、2019年6月25日並びに2022年6月29日の定時株主総会において多数の賛成をもって可決されたものであり、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものであると確認されていること。

(3) コーポレート・ガバナンスに関する報告書との適合状況

2022年6月30日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。本自己株式処分は以下の指針に基づいて決定いたしました。

当社と支配株主との取引等を行う際は、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針として、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、かつ、取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。

以上